



マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証とは

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

医療機関・薬局に提供される情報

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

これまで、医療費が高額になりそうな時は、ご加入されている保険証の発行元(市役所・会社等)にご自身で事前申請を行っていただき、病院へ限度額適用認定証を提出いただいていたが、窓口で高額療養費制度の利用について、口頭で情報提供に『同意』いただくだけで、限度額を超える支払いが免除となります。

マイナンバーカードを利用できる医療機関窓口での限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります

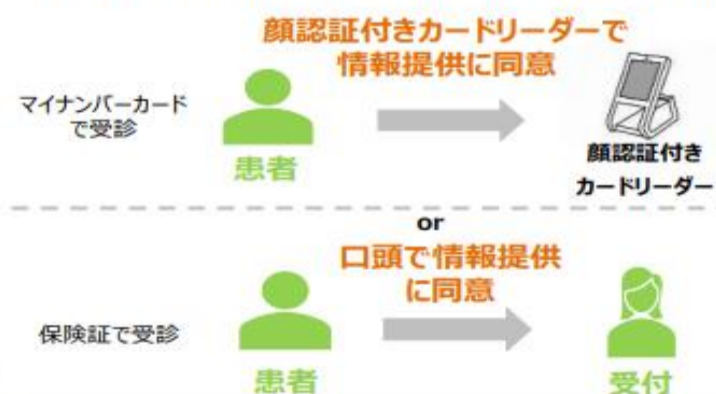
高額療養費制度の利用方法 (これまで)



※窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局での高額療養費制度の利用方法

同意をすると限度額を超える支払いが免除されます！



※ご不明な点やご質問等がございましたら、本館1階⑧番 入院受付 までお尋ねください。

日本赤十字社和歌山医療センター 医事業務課・診療支援課 TEL:073(422)4171(代表)

